

電子入札システム運用上の注意事項

1 利用者登録について（新潟県と一部異なります）

- ☞ 本社での登録のほか、入札参加資格審査申請書で契約締結権限を委任されている営業所等の代表者名での登録も可能です。
- ☞ 利用者登録番号の交付申請は、本社の代表者名で行ってください。

区 分	入札参加資格審査申請		利用者登録番号 交付申請	IC カード登録
	申請書記載の有無	契約締結権限 の有無（委任）		
本 社	—	—	可	可
営業所等	有	有	不可	可
		無（※）	不可	不可（※）
	無	無	不可	不可

※県と取り扱いが異なる部分

県では、入札参加資格の申請でその他の営業所一覧に記載された営業所等（＝建設業の許可を受けた営業所）は、委任の有無にかかわらず契約締結権限があるとしている。

2 工事とコンサルタントの両方で入札参加資格を有する場合（新潟県と同じ）

- ☞ 電子入札を利用するには、それぞれ IC カードが必要となります。
- ☞ 利用者登録番号交付申請もそれぞれ別葉で行っていただく必要があります。
（市から利用者登録番号を交付しますので、電子入札システム上で IC カードの利用者登録を行ってください）

3 入札参加資格の有無及び格付の確認

- ☞ 「入札情報サービス」では公開しません。
現行どおり、上越市ホームページにおいて確認してください。

4 JV の取り扱いについて（新潟県と一部異なります）

- ☞ JV として新たに IC カードを用意する必要はありません。代表となる事業者の IC カードを使用して入札することになります。
- ☞ JV として入札に参加するときは「JV 整理番号」は 000000 を使用してください。
※県の場合、事前に JV 申請をいただき、各 JV に JV 整理番号の通知を行っていますが、上越市ではその手続きを行いません。

5 制限付き一般競争入札の資格確認について

- ☞ 上越市の場合、入札後に落札候補者の資格審査を行っているため、電子入札システムによる「競争参加資格確認申請書」を提出する時には、運用上「添付書類省略届」を添付して送付してください。
- ☞ 競争参加資格確認申請書の提出があると、提出者全員に対し、「参加資格確認通知書」を送付します。上越市では参加資格を事前に審査しませんが、電子入札システムの都合上参加資格確認通知書の送付を省略できないため、申込者全員に送付されるものです。資格確認は現行どおり、入札後に紙ベースで行いますので、落札候補者になった場合は公告で指定された日時までに提出してください。

6 制限付き一般競争入札の設計図書等の閲覧方法について

- ☞ 設計図書等は入札情報サービス（入札情報サービスに収まらない場合は上越市ホームページ）でダウンロードしていただくか、契約検査課窓口で借用を申し出てください。

7 制限付き一般競争入札の入札結果の公表について

- ☞ 上越市の場合、入札後に工事費内訳書の確認等を行っているため、開札後すぐに落札者決定とならず、電子入札システム上では、応札者に「保留通知書」が送信されます。「落札者決定通知書」の送信及び、入札情報サービスでの入札結果の公開は、資格審査終了後となります。